

問い合わせ先	
(協定締結式について)	(協定の内容について)
担当課 上下水道局 経営企画室	担当課 上下水道局 下水道部
直通 072-250-9208	西部下水道サービスセンター
内線 86-3310	直通 072-250-4081
FAX 072-250-6600	内線 86-6510
	FAX 072-250-6270

株式会社クボタ及び株式会社第一テクノと 災害協定を締結します

本市では、地震、風水害その他の大規模災害での被災に備え、『大規模災害時におけるマンホールポンプ設備等の復旧支援協力に関する協定』を締結します。

つきましては、下記のとおり締結式を執り行います。

記

1. 協定の概要

協定名：大規模災害時におけるマンホールポンプ設備等の復旧支援協力に関する協定

相手方：株式会社クボタ、株式会社第一テクノ

協定内容：浸水被害の拡大その他の生活環境の悪化等を防止することを目的に、被災したマンホールポンプ設備等の迅速な機能回復に係る支援を受けるもの

2. 協定締結式

日時：令和元年11月20日（水）午後2時30分から

場所：堺市上下水道局本庁舎5階 災害対策会議室

（堺市北区百舌鳥梅北町1丁39番地2）

出席者：株式会社クボタ 環境プラント営業部 部長 秋本 耕司

（敬称略）株式会社クボタ 環境プラント営業部 グループ長 渡辺 敏行

株式会社第一テクノ 取締役 北島 久夫

株式会社第一テクノ 関西支店 支店長 石渡 利彦

上下水道事業管理者 出未 明彦

(案)

大規模災害時におけるマンホールポンプ設備等の復旧支援協力に関する協定書

(趣旨)

第1条 堺市上下水道局（以下「甲」という。）と株式会社 クボタ（以下「乙」という。）とは、堺市内に、地震、風水害その他の大規模災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における復旧支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第2条 この協定は、乙が甲に対して行う復旧支援に関して基本的な事項を定め、復旧支援の円滑な実施により、マンホールポンプ設備のポンプと制御盤等の機能の迅速な回復を図り、浸水被害の拡大その他の生活環境の悪化又は公共用水域の水質の悪化を防止することを目的とする。

(災害時の復旧支援協力内容)

第3条 災害時における乙の協力内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 被災したマンホールポンプ設備の復旧のために必要なポンプと制御盤等の機能回復
- (2) その他甲乙間で協議し、必要とされる業務
(復旧支援協力の要請、及び業務の実施)

第4条 甲は乙に対して支援内容を明らかにした書面で復旧支援の要請を行う。ただし、緊急時等で書面により難しいときは、口頭等で行うことができるものとし、この場合は事後において書面を提出する。

- 2 乙は、前項の要請を受けたときは、速やかに応急復旧業務を行うものとする。
- 3 甲及び乙は、第1項の規定による要請を円滑に行うため、毎年度当初において、連絡体制表を作成するものとし、変更が生じた場合には、その都度報告しなければならない。

(費用の負担)

第5条 前条の規定に基づき甲が乙に対し要請した業務にかかる費用は甲の負担とする。

- 2 前項の費用は、復旧支援終了後、乙が提出する業務報告書等に基づき、甲が支援業務を要請した時点を基準として、両者協議の上、決定するものとする。

(平時における協力)

第6条 甲及び乙は、第3条に規定する災害時の協力業務だけではなく、平時においても甲乙間に連携を密にするものとする。

- 2 前項に規定する連携の詳細は別途甲乙協議の上定める。

(細目協定)

第7条 この協定に規定するもののほか、この協議の施行に関し必要な事項について、甲乙間で別に細目協定を締結することができる。

(協議)

第8条 この協定について疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、期間満了の30日前までに、甲乙のいずれかから本協定を終了させる意思表示をしないときは、期間満了の日の翌日から起算して1年間本協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。(有効期間)

この協定を証するため、この協定書を2通作成し、両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和元年 月 日

甲 堺市北区百舌鳥梅北町1丁39番地2
堺市
堺市上下水道事業管理者
出未 明彦

乙 兵庫県尼崎市浜1丁目1番1号
株式会社 クボタ
代表取締役社長
木股 昌俊

(案)

大規模災害時におけるマンホールポンプ設備等の復旧支援協力に関する協定書

(趣旨)

第1条 堺市上下水道局（以下「甲」という。）と株式会社 第一テクノ 関西支店（以下「乙」という。）とは、堺市内に、地震、風水害その他の大規模災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における復旧支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第2条 この協定は、乙が甲に対して行う復旧支援に関して基本的な事項を定め、復旧支援の円滑な実施により、マンホールポンプ設備のポンプと制御盤等の機能の迅速な回復を図り、浸水被害の拡大その他の生活環境の悪化又は公共用水域の水質の悪化を防止することを目的とする。

(災害時の復旧支援協力内容)

第3条 災害時における乙の協力内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 被災したマンホールポンプ設備の復旧のために必要なポンプと制御盤等の機能回復
- (2) その他甲乙間で協議し、必要とされる業務

(復旧支援協力の要請、及び業務の実施)

第4条 甲は乙に対して支援内容を明らかにした書面で復旧支援の要請を行う。ただし、緊急時等で書面により難しいときは、口頭等で行うことができるものとし、この場合は事後において書面を提出する。

- 2 乙は、前項の要請を受けたときは、速やかに応急復旧業務を行うものとする。
- 3 甲及び乙は、第1項の規定による要請を円滑に行うため、毎年度当初において、連絡体制表を作成するものとし、変更が生じた場合には、その都度報告しなければならない。

(費用の負担)

第5条 前条の規定に基づき甲が乙に対し要請した業務にかかる費用は甲の負担とする。

- 2 前項の費用は、復旧支援終了後、乙が提出する業務報告書等に基づき、甲が支援業務を要請した時点を基準として、両者協議の上、決定するものとする。

(平時における協力)

第6条 甲及び乙は、第3条に規定する災害時の協力業務だけではなく、平時においても甲乙間に連携を密にするものとする。

- 2 前項に規定する連携の詳細は別途甲乙協議の上定める。

(細目協定)

第7条 この協定に規定するもののほか、この協議の施行に関し必要な事項について、甲乙間で別に細目協定を締結することができる。

(協議)

第8条 この協定について疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、期間満了の30日前までに、甲乙のいずれかから本協定を終了させる意思表示をしないときは、期間満了の日の翌日から起算して1年間本協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。(有効期間)

この協定を証するため、この協定書を2通作成し、両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和元年 月 日

甲 堺市北区百舌鳥梅北町1丁39番地2
堺市
堺市上下水道事業管理者
出未 明彦

乙 大阪府大阪市北区大淀中1-4-16
株式会社 第一テクノ
関西支店 支店長
石渡 利彦